

令和3年3月から

# マイナンバーカードをお持ちの方は 健康保険証として利用できるよう になります。

……ご利用方法などの詳細は次頁以降をご覧ください。

※なお、当組合の健康保険証及び高齢者受給者証(70歳～74歳の方)は従来どおり発行します。



## 当組合では、マイナンバー (個人番号) を利用した 所得情報の連携を開始します。

※これにより当組合への手続きに必要な所得証明書類の添付は不要となります。

当組合(税理士国保)では、マイナンバーカードをお持ちの方も、まだお持ちでない方もマイナンバーを利用した情報連携により、被保険者全員の所得情報を取得し、「高額療養費の限度額」や70歳～74歳の方に発行している「高齢受給者証」の所得区分の判定を行います。(令和3年6月予定)

近畿税理士国民健康保険組合

☎06(6941)3243

# 健康保険証として使えるようになります!

令和3年3月から、医療機関や薬局などでマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう推進されています。

## どんないいことがあるの?

### 1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

※当組合への加入の届出は引き続き必要です。



### 2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。資格の変更等があった場合は、すぐに反映されない場合があります。



### 3 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、令和3年3月から自分の特定健診情報を、令和3年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、国保組合によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

### 4 医療費控除もカードで便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(令和3年10月予定)。また令和3年分所得税の確定申告から、マイナポータルを通じて、医療費控除の手続きの自動入力が可能になります。



## いつから使えるの?

### 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中!

### 令和3年3月 から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

### 令和3年10月 (予定) から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

### 令和3年分所得税の確定申告 (予定) から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



・マイナンバーカードをお持ちでない方は・

# マイナンバーカードの申請方法

スマートフォンやパソコンなどによる申請の他、郵送でもマイナンバーカードの申請ができます。申請すると交付通知書（はがき）が届きますので、通知書記載の交付窓口で、本人確認の上、カードを受け取ります。受け取りの際は、暗証番号の設定が必要になります。

## インターネットで申請 スマホ・パソコンの場合

- 1 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 2 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

**スマホなら簡単!**  
交付申請書にあるQRコードからアクセス!



**他にも** 一部のまちなかの証明写真機でも申請できます。

## 郵送で申請

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。



↓ 交付申請書がない場合は、専用サイトから交付申請書をダウンロードできます。

・マイナンバーカードをお持ちの方は・

# 保険証利用の申込方法

## ✓ まずは必要なものをチェック!

- 1 申込者本人のマイナンバーカード  
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- 3 「マイナポータルAP」のインストール



**STEP 1** ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。  
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

**STEP 2** 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

**STEP 3** 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

**STEP 4** マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

**申込完了!!**



スマホからのアクセスはこちら!



**ここをクリック!**

知っておきたい!

# マイナンバーカードの健康保険証利用 Q&A

**Q1** マイナンバーカードを健康保険証として利用できないのですが、なぜですか?

**A1** 当組合（税理士国保）がマイナンバー（個人番号）を確認できていない可能性があります。詳しくは、当組合へお問い合わせください。  
☎06 (6941) 3243

**Q2** マイナンバーカードがないと受診できないのですか?

**A2** 健康保険証でも受診できます。健康保険証とマイナンバーカードのどちらでもオンラインで資格確認ができるようになります。

**Q3** マイナンバーカードを見られるのが不安です

**A3** 医療機関や薬局の職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできないしくみになっています。

**Q4** マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫ですか?

**A4** 健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、なくしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

## マイナンバーについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **無料**  
マイ ナン バー  
**0120-95-0178**

**平日** 9:30 ~ 20:00

**土日祝** 9:30 ~ 17:30（年末年始を除く）

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合（有料）

マイナンバーカード等  
**050-3818-1250**

その他のお問い合わせ  
**050-3816-9405**